

令和 7 年度 広島県情報プラザ 建築設備定期点検業務 仕様書

1 目的

本件は、建築基準法第 12 条第 4 項及び関係法令等に基づいて、毎年実施しなければならない点検である。（県立施設であることから、「検査」の用語を「点検」と読み替える。）

広島県情報プラザは、広島県立産業技術交流センター、広島県立図書館、広島県立文書館の 3 施設を合わせた建物の通称で、昭和 63 年に竣工し、令和 7 年度末で約 38 年を経過する建物である。

県立施設という性格上、県民の安全・安心を担保することが求められ、受託者においては、関係法令に基づいた適正な検査及び履行期限までに委託者への報告を求めるものである。

2 広島県情報プラザ 建築設備定期点検

(1) 本検査の委託者は、広島県情報プラザ（広島県立産業技術交流センター、広島県立図書館、広島県立文書館の 3 施設を合わせた建物）を管理する指定管理者である公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「当財団」という。）である。

(2) 点検対象となる設備は次のとおりである。

- ①換気設備
- ②排煙設備
- ③非常用の照明装置
- ④給水設備及び排水設備

(3) 点検対象設備は、別紙「広島県情報プラザ 建築設備定期点検 対象設備一覧表」のとおりで、入札額の参考とすること。

なお、図面は竣工時のものを使用して点検を実施するが、点検対象と齟齬がある場合がある。この場合、図面を正として検査を行い、適切に記録し報告すること。

※「適切」とは現状の設備状況を記録することで、図面との整合性を図る。

3 履行期間

令和 7 年度の契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

4 基準・通達等

当業務は、次の内容に基づいて実施すること。

- ①建築設備定期点検に関連する関係法令
- ②本仕様書
- ③「建築設備定期検査業務基準書 2 0 2 3 年版」
- ④建築設備定期検査業務基準書－改正定期検査告示（令和 7 年 7 月 1 日施行）の解説
（「建築設備定期検査業務基準書 2 0 2 3 年版」追補）
- ⑤広島県の基準・通達

※③及び④：一般財団法人日本建築設備・昇降機センター編集・発行

5 貸与資料

本業務の遂行に当たり、当財団は、本業務の受託者に以下のものを貸与する。

- ①建物平面図、その他図面
- ②自火報管理区域図
- ③前年度までの点検報告書及び関係図書
- ④その他、委託者と受託者の協議による関係図書

6 業務内容

当業務における内容は以下のとおりである。

ア 建築基準法第 12 条第 4 項及び関係法令に基づき点検業務を実施すること。

イ 点検対象設備 「広島県情報プラザ 建築設備定期点検 対象設備一覧表」のとおり
※換気口風量測定を除く。

別添資料「建築設備定期点検 留意内容」の「2 建築設備定期点検作業について」
に留意して点検を実施する。

ウ 検査員

①建築設備点検を履行できる有資格者（建築基準法第 12 条第 3 項に規定する一級建築士
若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者。以下 3 者
を「点検者」という。）が点検時に現場で業務に従事すること。

②点検者は、受託者で直接雇用をされていることとし、再委託は認めない。

③点検の受託者の従業員として、制服を着用すること。

また、「建築設備定期検査員資格者交付証明書」を携帯し、委託者が求めた際は、証明
書を提示できるようにすること。さらに「建築設備定期検査」の「腕章」をしているこ
とが望ましい。

エ 立会

①当財団職員が行う。室の解錠・施錠、照明の点灯・消灯等を行う。

②点検業務中に疑義等がある場合は、当財団職員と協議の上、検査業務を行うこと。

オ 点検の実施曜日・時間

月曜日から木曜日の平日の夜間とする。時間帯は、概ね、21 時 00 分から翌朝 5 時 45 分
までとする。休憩は適時とする。

カ 各種設備機器の取り扱い

①自火報、火報連動の機器操作は、当財団職員その他、受託者において行うものとする。

②排煙口、排煙機、ダンパー等の操作は、全て受託者において行うものとする。

③各作業の終了後、機器の復旧・復帰を必ず実施すること。失念防止のため、端末機器の
前面に注意書きを掲示すること。

キ 作業に必要な機材

①作業に必要な機材等は、原則、受託者が用意すること。

②照度測定器、風量測定器等は、直近の点検結果表等の写しを事前に提出すること。

ク 実施計画書

①事前に計画書（簡易で可）を提出すること。

- ②当初の計画書に基づいた点検内容が計画書の内容で終了できない場合、改めて計画書を作成し直し、委託者との調整の上、残りの検査を実施すること。この場合においても契約金額の範囲内で対応をすること。

コ その他

- ①点検の中で、設備の不具合を発見した場合、立会者と協議の上、可能な範囲で応急措置を行うものとする（配線の不具合など：（例）接続不良等）。この場合の費用は、請負金額の範疇とすること。
- ②受託者は、委託者が指定する当館の場所に自動車を駐車することができるものとする。
- ③受託者は、委託者が指定する当館の場所での打ち合わせ、休憩等を行えるものとする。
- なお、指定場所以外での休憩等はできないものとする。

7 検査結果の報告

(1) 報告期限

令和8年2月27日（金）

※所有者、管理者等に異動が生じる場合は、委託者に確認を求めること。

(2) 報告内容

- ①広島県の報告書（広島県のホームページに掲載している報告書様式の Word、Excel データ）を用いて作成すること。基本的に関数やマクロを使用しないこと。
- ②図面は委託者が提供するもの（PDF データ）を使用すること。
- ③当館は県立施設のため、建築基準法第 12 条の規定により、特定行政庁への報告を要しないが、委託者への報告は、書面その他、次の表（電子データ）により行うこと。また、当財団で管理に要する資料の提出を求めること。

項番	報 告 書	記 番	データ様式
1	定期検査報告書	第三十六号の六様式	Word
2	定期検査報告概要書	第三十六号の七様式	Word
3	検査報告書(換気設備)	別記第一号	Excel
4	検査報告書(排煙設備)	別記第二号	Excel
5	検査報告書(非常用の照明装置)	別記第三号	Excel
6	検査報告書(給水設備及び排水設備)	別記第四号	Excel
7	換気風量測定(居室等) ※後述参照	別表 1 (居室)	Excel
8	換気風量測定	別表 2 (火気使用室)	Excel
9	排煙風量測定	別表 3 (排煙口・排煙機)	Excel
10	関係写真	別添 2 様式	Word
11	平面図・その他図面	別添図	PDF
12	野帳(検査員の手書き資料)	カラー	PDF
13	撮影写真		JPEG 等
14	免状・資格者証の写し	A4 サイズ	PDF

(3) 成果物（提出媒体）

①電子データ 1 件

②書面報告書 1 部

注）データでの提出は、DVD媒体又はクラウド上に保管しているデータを委託者がダウンロードで取得できる方法とする。（委託者と事前に調整すること。）

なお、ダウンロード方式の場合、クラウドへのアクセス方式は、別途、パスワードを設定し、その内容を委託者に通知すること。

8 セキュリティ管理

- (1) 受託者は、当業務内容を他の第三者に公表・漏洩してはならない。公表・漏洩が判明した場合、以後における取引を行わないこととする。
- (2) 成果物の内、データでの提出の際、その電子データ保管媒体及びデータについて、ウイルスソフトでもってコンピュータウイルスに感染していないことを確認した後に提出すること。

9 報告書の作成について

別添資料「建築設備定期点検 留意内容」の「3 報告書の作成について」に留意して報告書を作成し提出すること。

10 その他

- (1) 本業務で得た全ての成果物については、広島県に帰属し、管理は指定管理者である当財団が行い、両者の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 本仕様書、また、契約書等に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、委託者と協議し決定するものとする。
- (3) 業務を適性かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容についてはその都度受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (4) 他の法令点検等との日程の重複の可能性があるため、受託者は委託者と事前に作業日程の調整を図ること。

以上